

平成 31（2019）年度事業計画について

1 基本理念

社会福祉法人制度改革など法人を取り巻く社会情勢等が大きく変化する中、法人は、基本理念を最上位の概念に掲げ、揺らぐことなく基本理念の具体化に向けた施策を実施し、社会福祉法人としての役割を果たしていく。

【基本理念】

社会福祉法人かながわ共同会は、誠実と信頼を旨とし、人権に根ざした利用者本位の考え方に立ち、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの量的、質的充実につとめ、利用者と地域社会の繁栄に貢献するとともに、社会的な法人としての価値を創造していきます。

2 事業方針

平成 31（2019）年度は、「第五期中期計画」（平成 31（2019）年 3 月策定）の初年度であり、平成 32（2020）年 4 月の「希望の丘はだの」の運営開始や平成 33（2021）年度の津久井やまゆり園新施設の開所に向けて準備を進める重要な年度である。

秦野精華園は、年内に新施設「希望の丘はだの」が完成する予定となっており、その運営開始に向けて必要な備品の整備や利用率の維持向上など安定的な運営等についての検討を行う。また、法人の「地域における公益的な取組」として「みんなの食堂」の開設について事業内容等を検討する。

厚木精華園は、利用者の加齢に伴う機能低下が顕著になっており、高齢化・重度化の進展に対応した寮編成・職員配置等について見直しを検討する。また、法人の「地域における公益的な取組」として、法人が成年後見を行う法人後見事業について、厚木精華園が事務局の役割を担い、プロジェクトにより法人後見の活用等に関する調査研究を行う。

愛名やまゆり園は、県立の指定管理施設として、重度・重複障害、行動障害、医療的ケア等の専門的な支援を実施し、愛名やまゆり園独自の「にやりほっと」を完全実施する。ガス・コージェネレーションシステムを導入し省エネ対策を推進するとともに、飯山地区における公益的な取組についてニーズ調査等を行う。

津久井やまゆり園の再生について、県は、夏頃に千木良地域と芹が谷地域の新施設の定員を決定し、年内に新築工事に着手する予定である。県の「津久井やまゆり園再生基本構想」では、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえて、入所定員を判断することとしている。このため、法人は、意思決定支援を担当する相談支援員を増員して体制を充実強化し、意思決定支援を一層推進する。また、地域生活移行を推進するため、津久井やまゆり園入所者が入居できるグループホームを相模原市緑区内に新たに 1 か所整備する。

法人は、「第五期中期計画」に掲げる法人三大プロジェクトの実現に総力を挙げて取り組むとともに、身体拘束ゼロに向けた取組みの推進や「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発等の重点施策に積極的に取り組んでいく。併せて、法人・園運営に欠かせない基本施策についても着実に取り組んでいく。

注：本事業計画では、便宜的に 2019 年 5 月 1 日以降も「平成」「H」を使用しています。

3 法人三大プロジェクト

(1) 津久井やまゆり園の再生

ア 意思決定支援の推進

平成 30 年 12 月末までに意思決定支援の対象者 124 名については全員、意思決定支援を開始した。県が夏頃に新施設の定員を決定するという予定を踏まえ、芹が谷園舎で意思決定支援を担当する相談支援専門員を増員して体制を充実強化し、意思決定支援を一層推進する。

平成 30 年度に作成した報告書について、他の障害者支援施設や地域で生活する障がい者等にも活用できるよう、より汎用性の高いものに見直し、普及・啓発に努める。

●意思決定支援の進捗状況（平成 31（2019）年 2 月 15 日現在）

意思決定支援を開始した方 ※	124 名
担当者会議を開催した方	116 名
体験・見学を実施した方	67 名
意思決定支援検討会議を開催した方	15 名

※意思決定支援の対象人数 124 名中（津久井やまゆり園利用者 125 名）

●意思決定支援の流れ

会議名	役割	メンバー
チーム会議	意思決定支援を進めるための打合せ（意思決定支援の開始）	相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、県・市町村職員等
意思決定支援担当者会議	利用者の意思が反映された生活を送ることができるように、必要な支援を検討。	チーム会議のメンバー（+利用者本人、家族）
意思決定支援検討会議	利用者の意思に基づき、利用者の望む生活等について検討	チーム会議のメンバー+利用者本人、家族、意思決定支援専門アドバイザー

※平成 30（2018）年 9 月の家族会で説明した津久井やまゆり園再生基本構想に基づく平成 32（2020）年度までの流れ

イ 津久井やまゆり園新施設建設に係る県への情報提供

平成 30（2018）年度に法人が独自に配置した津久井やまゆり園の新施設建設担当職員を中心に、支援の現状と現場のニーズ等を県に情報提供する。

ウ 新施設への円滑な移行

小規模ユニットのメリットを活かした支援を行うため、先駆的に取り組んでいる他法人・他施設などを視察し、利用者編成・業務対応・支援体制等の運営面の検討を行う。また、他法人・他施設などを視察し、検討の参考とする。

エ 地域生活移行の推進と地域生活支援の充実

地域生活移行の推進や居住の場の選択肢を広げること及び在宅利用者の入所ニーズに対応するため、津久井やまゆり園利用者が入居できるグループホームを、平成 32（2020）年 4 月の開所を目標として、相模原市緑区内に新たに 1 か所整備する。整備にあたっては、県の補助金の活用も視野に入れて検討する。

（2）秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

ア 新施設「希望の丘はだの」新築工事

平成 31（2019）年 12 月の完成を目指して、新施設「希望の丘はだの」の新築工事を進める。新施設に必要な厨房機器等の設備整備を行う。これらの新築工事・設備整備に純資産を活用する。

● 「希望の丘はだの」新築工事スケジュール（予定）

H30（2018）年度	H31（2019）年度	H32 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 月下旬 工事請負契約締結 	工期（約 1 年間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月 開設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月上旬 着工 		

イ 秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

「法人・秦野自主経営化対策検討プロジェクト会議」と園内の「はばたき委員会」を中心に、支援の質と量を今まで以上に確保し、かつ効率的な組織・職員体制等について検討を進める。

ニーズ調査を積極的に行うとともに児童養護施設等を訪問して、新施設の特徴である個室・ユニット制や就労移行支援・就労定着支援事業等を説明し PR するなど、利用者の確保と利用率の向上を推進し、法人立施設として継続性の高い円滑な運営を目指す。

（3）地域における公益的な取組の推進

ア 「みんなの食堂」の開設（秦野精華園を中心に検討）

秦野市社会福祉協議会との連携や学生ボランティアの導入、地域の自治会・婦人会との協力により、子どもの学習支援や子ども、高齢者などの孤食防止や多世代の交流を目的とした「みんなの食堂」について、平成 32（2020）年度の開設に向けて事業内容の検討と必要な備品等の整備を行う。

イ 成年後見制度推進のための法人後見の実施（厚木精華園が事務局となって検討）

法人が成年後見人となる「法人後見」の実施に向けて、厚木精華園が事務局の役割を担い、法人プロジェクトにより法人後見の活用等に関する調査、研究と法人後見受任団体としての準備・諸手続を実施する。平成 33（2021）年度からの法人後見事業の開始を目指す。

4 法人事務局・各園の施策（法人三大プロジェクトに記載した施策を除く。）

（1）法人事務局・統括管理室

ア 施策の展開方向

法人事務局・統括管理室は、法人の基本理念を具現化し、津久井やまゆり園の再生をは

はじめとする法人三大プロジェクト等を実現するため、法人が総力を挙げて取り組んでいく上で中核的役割を果たしていく。

そのために、県との定期的な打合せの実施や理事会・評議員会の適切な運営、法人運営の基盤である人事、給与、財務の仕組みの改善に取り組む。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 身体拘束ゼロに向けた取組みの推進

法人施設の利用者一人ひとりの身体拘束の状況を時系列に把握するシステムを検討し、全園において利用者本位のより質の高い支援と身体拘束ゼロを目指す。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 津久井やまゆり園事件の犠牲者の追悼と「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

津久井やまゆり園事件で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするため、毎月26日の「法人祈りの日」に法人事務局・各園で黙祷などを行う。

平成31(2019)年7月に、県・相模原市と共催で「津久井やまゆり園事件追悼式」を開催する。

「ともに生きる社会かながわ憲章」について、法人は事件の当事者として、各園の行事等におけるパネルの掲示、チラシの配布、法人の刊行物への掲載等を通じて、率先して普及啓発に取り組む。

津久井やまゆり園事件の犠牲者のご遺族に寄り添って、誠実かつ丁寧に対応していく。

② 純資産を活用した地域における公益的な取組の推進等

純資産を活用し、各園が連携・協力しながら法人全体として、地域における公益的な取組（「みんなの食堂」開設、法人後見事業）を推進し、社会福祉法人としての責務を果たす。また、純資産の活用により、津久井やまゆり園新施設建設担当職員の配置や希望の丘はだの新築工事、職員の処遇改善を行う。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 職員の処遇改善

職員の諸手当、旅費、慶弔金等を見直すとともに、それを原資の一部として活用し、常勤職員の俸給表の改定（ベースアップ）を行う。また、非常勤職員を確保しやすくするため、非常勤職員の時間給の改定（引き上げ）を行う。

<実施日>常勤、非常勤ともに平成31(2019)年4月1日実施(予定)。

② 年休取得の促進

労働基準法改正を契機として、法令を遵守して年5日の年次有給休暇（年休）を取得させることはもとより、管理職への研修を通じて年休を取得しやすい環境づくりを行い、職員の年休取得を促進する。

●平成 29 年度年休取得率

付与日数	取得日数	取得率
19.6 日	9.5 日	48.5%

③ 柔軟・弾力的な職員採用選考の検討・実施

利用者に安定的な支援を提供し、欠員による負担を職員にかけないように、速やかな欠員補充を可能とする年複数回の採用選考を検討する。

○ その他の重点施策

- ・「子育てママの会」の企画運営
- ・県との定例打合せの実施
- ・法人事務局の移転
- ・法人事務局総務課の業務執行体制の検討
- ・ICTを活用した効率的な業務運営
- ・社会福祉法人の規模に関する調査研究

(2) 秦野精華園

ア 施策の展開方向

地域移行を目標に据えた多様な事業を展開する施設として、障がい者の社会参加を促進するため、施設支援機能、就労支援機能、地域生活支援機能の充実を図り、共生社会の実現を目指す。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 就労支援機能の充実と就労定着支援事業の安定化

就労支援事業と職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の更なる機能充実を図るとともに、平成 30（2018）年度の新規事業である就労定着支援事業の安定化に取り組む。

平成 31（2019）年度中に新規事業として自立生活援助事業の開始を目指す。

② 地域生活支援事業の充実と生活介護事業所の新規開設の検討

伊勢原市西部地区生活介護事業所「ひびた」は今後の運営のあり方を検討する必要があるため、その対策として、秦野精華園内に入浴サービスを行う生活介護事業所を新規に開設するなどの検討を行う。

③ グループホーム事業の再構築

平成 30（2018）年度に廃止した「第 1 生活ホームはばたき寮」の代わりとなる、入居者の加齢や障がい特性に合わせた新たなグループホーム（ケアホームタイプ）を、平成 32（2020）年度中に開設できるよう、情報収集と家主との調整等に取り組む。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 秦野市社会福祉協議会が実施する「地域公益事業」への協力の継続

秦野市社会福祉協議会が設立し、「はだの地域公益事業基金」を活用した既存の福祉制度では対応できない地域の福祉課題解決のための「地域公益事業」に引き続き参画することで協力の継続を図る。

○ その他の重点施策

・「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」による人材の確保

(3) 厚木精華園

ア 施策の展開方向

「支援・介護・看護」による統合的ケアの更なる充実により、高齢知的障がい者福祉の65歳問題や中・高齢知的障がい者の地域生活移行等への具体的なサービス提供の構築を目指す。また、中・高齢知的障がい者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスに加えて介護保険サービスとも連携して多様なニーズに対応し、安心・安全に暮らせる共生社会の実現に取り組む。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 生活課運営体制の見直しと診療体制の強化

高齢化・重度化の進展に対応した寮編成・職員配置等についてプロジェクトを設置し、見直しを検討する。

利用者が安心して療養できる療養型機能を持つ病院との連携を図るため、協力病院の開拓等に取り組み、併せて、看取り等終末期支援の在り方も継続して検討する。

② 高齢知的障がい者への支援体制と共生型サービスの検討

施設入所支援サービス以外の障害福祉サービスを受けている障がい者の「65歳問題」に対応するため、平成30（2018）年度に創設された「障害福祉の共生型サービス」の展開について検討する。

③ 高齢化・重度化に対応したグループホームの新設

グループホーム入居者の高齢化・重度化に対応したグループホームの新設や平成30（2018）年度に高齢化・重度化対応を目的として創設された日中サービス支援型グループホームの新設について検討する。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 防災に関する地域連携

厚木市との「災害時等における要援護者の緊急受入に関する協定書」による緊急時の受入れ体制の整備とともに、荻野地区協定施設連絡会（紅梅学園、野百合園、けいわ荘、コミュニティケア北部、厚木精華園）に参画し、共に生きる「共生社会・地域包括ケア社会の実現」を目指す。

② 地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進

相談支援事業所「ここから」を厚木市の旧荻野公民館に移転し、平成 32（2020）年度から、同公民館内の荻野地域包括支援センター（厚木市が（福）敬和会に委託）と連携・協働し、荻野地域の拠点として地域づくりを推進する。

（4）愛名やまゆり園

ア 施策の展開方向

厚木市をはじめとする県央圏域市町村の拠点としての施設整備を行い、相談窓口支援から重度・重複障がい者支援、児童支援、医療的ケア支援まで、繋がりを大切に地域でより豊かに暮らすため、先駆的な取り組みを実践し地域に貢献する。

イ 重点施策

柱 1 利用者本位の支援

① 重度・重複障害、行動障害、医療的ケア等の専門的な支援と「にやりほっと」の完全実施

県立の指定管理施設としての役割を發揮し、重度・重複障害、行動障害、医療的ケア等の専門的な支援が必要な障がい者等を受入れる。

地域にある施設、事業所が行う支援の評価や専門性の向上のため、専門性のある職員を派遣するコンサルテーション事業について検討する。

利用者の良い面や新たな面に気づこうと日中支援課から始まった「にやりほっと」記録について、全課で朝の全体連絡票に記載し、園全体で「にやりほっと」を完全実施する。

●にやりほっと

「にやりほっと」は「ヒヤリハット」の反対で、支援者が利用者のプラス面、できることや生活歴に目を向け、にやりとしたり、ほっとしたりしたことを記録する報告のこと。

② 「重度高齢化対策構想～10年安心プラン～」加齢や障害の重度化に伴う寮編成・生活環境等の見直し

利用者の障害特性、行動特性、加齢に伴う身体状況の変化に合わせて配慮した環境整備、寮の編成や職員配置等の見直し、日中活動場所や班活動の内容、所属班の見直しを行う。

また、入浴支援に係る設備等の増改修について、利用者生活環境見直し検討委員会の各プロジェクトと連動しながら取り組む。

③ 愛名やまゆり園相談支援事業所の充実強化等

計画相談支援のサービス等利用計画やモニタリング作成において、契約者数の増、モニタリング回数の増、新たな事業所加算や支援加算等の取得を図ることや、地域で暮らす障がいのある方の相談支援を進めるため、相談支援員の増配置と専従化を検討する。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 飯山地区における公益的な取組

厚木市飯山地区において、地域に住んでいる障がい者や住民の方々のニーズに合った生活支援等を行うため、地域のニーズ調査と、地域包括支援センターとの連携を検討する。

柱4 法人・園の安定的運営

① 省エネ対策の推進

ガス・コージェネレーションシステムを導入し、省エネに取り組む。

○ その他の重点施策

- ・ 平屋建てグループホーム等の新設
- ・ 近隣住民等を対象とするイベント等の開催
- ・ 地域の防災力強化に向けた取組み
- ・ 権利擁護を意識した支援の専門職の育成と働きやすい職場づくり

(5) 津久井やまゆり園

ア 施策の展開方向

津久井やまゆり園再生基本構想の実現を目標に据え、相模原市緑区千木良地域及び横浜市港南区芹が谷地域での新施設開所に向け、運営・支援体制の見直し・強化や地域生活支援機能の充実を図る。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 意思決定支援に関する普及・啓発

意思決定支援により得られた技術・ノウハウを基に、広く園内外に情報発信し、研修を実施することにより、意思決定支援の普及啓発と推進に貢献する。

平成30(2018)年度に作成した報告書について、他の障害者支援施設や地域で生活する障がい者等にも活用できるよう、より汎用性の高いものに見直して、その普及・啓発を行う。

② 権利擁護の推進と虐待防止の推進

虐待防止委員会において支援の振り返りを定期的に行う。職員の人権意識向上に向けた研修強化を図る。あおぞらプランⅢに基づく取組みの強化を図る。

利用者自治会をサポートし、利用者の自立と社会参加を支援する。

オンブズパーソンによる定期的な相談日を設定し、利用者の権利擁護と提供する福祉サービスの向上を図る。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 情報発信と津久井やまゆり園事件を風化させない取組み

県が行う「ともに生きる社会推進事業」に積極的に協力していくとともに、さまざま

な機会を捉えて情報発信していく。

法人祈りの日、千木良園舎への献花台の設置、「追悼のつどい」の継続開催等により、事件を風化させない取組みを行う。

○ **その他の重点施策**

- ・開かれた施設づくりと地域貢献活動の検討

(6) 法人全体・4園共通の主な基本施策

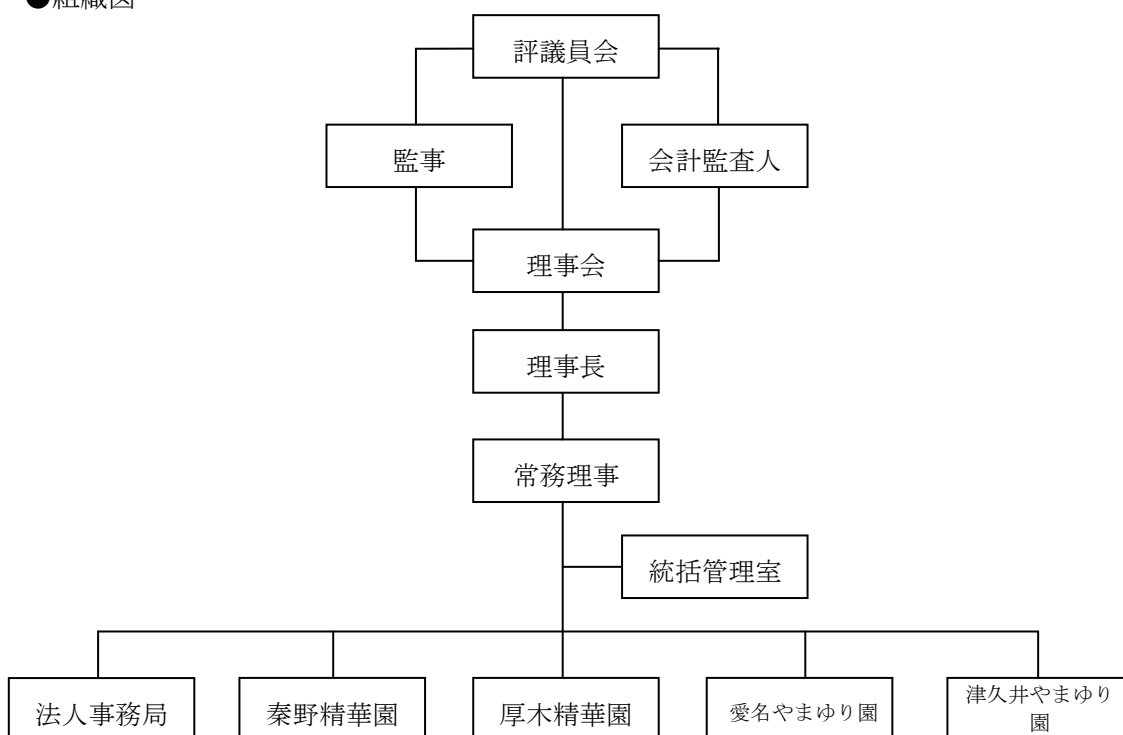
ア 法人全体での主な基本施策

① **理事会・評議員会の運営によるガバナンスの強化**

理事会と評議員会を年3回（2019年6月、11月、2020年3月）に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、適時・適切に運営することにより、経営組織のガバナンスを強化する。

法人事務局・各施設の職員で構成する各種会議・委員会を開催し、計画的で着実な法人運営を行う。

● **組織図**



● **各種会議**

区分	会議名
意思決定会議	園長会議、法人危機管理対策本部会議
調整会議	四園会議、総務部長会議、総合支援部長会議
諮問委員会	財務状況検討委員会、人事考課制度検討委員会
運営委員会	法人人権委員会、法人研修委員会、法人情報ネットワーク委員会
職種別委員会	会計担当者会議、給与担当者会議、CW・相談支援従事者会議、GH担当

	者会議、看護担当者会議、心理担当者会議
特命課題委員会	経営戦略会議、危機管理委員会、社会福祉法人の規模に関する調査研究委員会
プロジェクト	法人・秦野自主経営化対策検討プロジェクト会議、法人後見の活用等に関する調査研究委員会（仮称）

② 適正な経理処理と収支の均衡

会計監査人によるヒアリングと内部監査の実施等により、適正な会計処理と業務執行を推進する。

厳しい財政状況が見込まれる中、収益の向上と費用の節減による収支の均衡に努める。特に、重度障害者支援加算については、取得の可否によって法人の収支に大きな影響を及ぼすことから、必要な人材の育成を計画的に進める。

③ 人材の育成

OFF-JT（職場を離れて行う研修）、OJT（業務を通して行う教育訓練）、SDS（自己啓発）等の研修や職員研究活動援助事業等により人材育成を充実強化する。

●法人の主な研修

形態	名称
OJT	各園内研修（全職員対象）
OFF-JT	階層別研修（5階層・全常勤職員対象）
	体験交流セミナー（年1回開催・全職員対象）
	四園交換研修（6月～翌年2月・常勤職員対象）
	海外視察研修
SDS	課題別研修（オープンセミナー年4回・全職員対象）
	研究活動援助事業（通年・全職員対象）
	人権フォーラム（平成31（2019）年9月21日開催予定・全職員対象）

④ 防災・防犯対策の充実・強化

発災時に利用者及び職員の生命、身体及び財産を守るとともに、津久井やまゆり園事件のような事件を二度と起こさないよう、法人全体で法人総合防災・防犯訓練を年2回実施する。

このほか各園で防災訓練と、地元警察署の協力のもと防犯訓練や研修を実施する。

⑤ 指定管理料の重複に関する県との協議

指定管理施設である厚木精華園、愛名やまゆり園及び津久井やまゆり園について、新しく創設された加算等の給付費と指定管理料との重複の有無について県と確認し協議する。

イ 4 園共通の主な基本施策

① 指定管理施設の運営

指定管理施設である厚木精華園、愛名やまゆり園及び津久井やまゆり園の3園について、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図るとい指定管理者制度の目的のもと、県立の指定管理施設に求められる役割に応じた質の高いサービスを提供するとともに、効率的な運営による経費の節減に努める。

●県指定管理事業

施設・事業所名	サービス	定員
厚木精華園	施設入所支援	110名
	生活介護	140名
	短期入所	2名
愛名やまゆり園	施設入所支援	100名
	生活介護	130名
	短期入所	20名
津久井やまゆり園	施設入所支援	114名
	生活介護	114名
	短期入所	空床利用

② 法人直営事業の運営

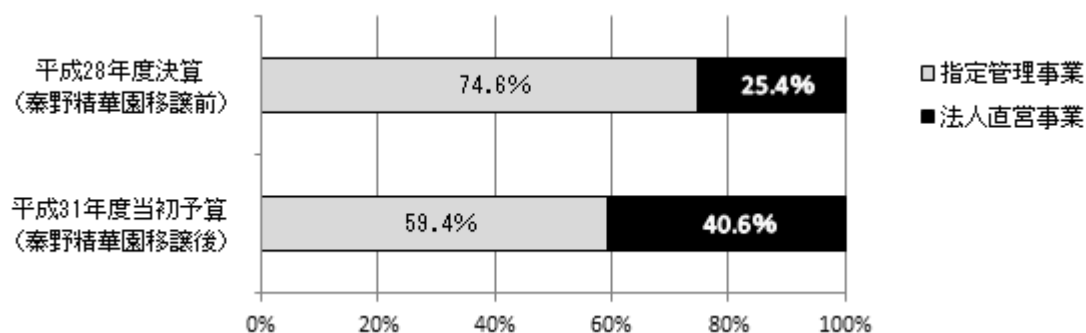
グループホームや生活介護事業所の新設等に取り組み、法人直営事業の充実強化を図る。

●法人直営事業

	施設・事業所名	サービス	定員
秦野	秦野精華園	施設入所支援	100名
		生活介護	76名
		生活訓練	12名
		就労移行支援	12名
		短期入所	8名
	チャレンジセンター	就労継続支援B型	30名
		就労定着支援	—
	今泉地区生活ホーム	共同生活援助	34名
	平塚・大根地区生活ホーム	共同生活援助	45名
	相談支援事業所「せいか」	特定・一般	—
	伊勢原市西部地区生活介護事業所「ひびた」	生活介護	20名
	秦野市障害者日中サービスセンター「ひまわり」	生活介護	20名
		日中一時支援	10名
地域活動支援		10名	
居宅介護事業所	居宅介護・行動援護・重度訪問介護・移動支援・福祉有償運送		
厚木	厚木精華園ゆめホーム	共同生活援助	37名
	厚木精華園相談支援事務所「ここから」	特定	—

	厚木身体障害者等生活介護事業所「とまと」	生活介護	20名
愛 名	愛名やまゆり園あいなホーム	共同生活援助	25名
	愛名やまゆり園相談支援事業所	特定・一般・障がい児	—
	飯山地区日中活動支援センター「ポラーノの広場」	生活介護	20名
		放課後等デイサービス	10名
	就労継続支援B型事業所「しらゆり」	就労継続支援B型	20名
	愛川町指定生活介護事業所「かえでの家」	生活介護	20名
		日中一時支援	10名
愛川町児童発達支援センター「ひまわりの家」	児童発達支援	20名	
	保育所等訪問支援	—	
津 久 井	つくいホーム	共同生活援助	25名
	寸沢嵐地区相談支援事業所「ライフ」	特定	—
	寸沢嵐地区日中活動支援センター「ファンファン」	生活介護	20名
	根小屋地区日中活動支援センター「そよかぜ」	生活介護	20名
	若柳地区放課後等デイサービス事業所「みらい」	放課後等デイサービス	10名

●指定管理事業と法人直営事業の割合



※資金収支計算書の事業活動による収入額から算定。

③ 人権擁護・虐待防止の推進

あおぞらプランⅢに基づく取組みの強化を図るとともに、権利擁護、虐待防止、専門的な支援技術などの研修の開催や、日常業務を通じて啓発することにより、職員一人ひとりの人権擁護と虐待防止に関する意識を高め、サービスの質の向上を図る。

虐待防止委員会等により人権擁護と虐待防止に関する啓発資料を職員に配布・周知する。利用者自治会をサポートし、自治会活動を促進する。

④ リスクマネジメントの強化

リスクマネジメント委員会等のリスクマネジメント体制のもと、ひやりはっと報告を集計、分析し、職員に周知するとともに、各セクションでの取組み事例等を報告することにより、怪我や事故等に対する意識や気づきの力を高め、リスクの回避または低減を図るリスクマネジメントの取組みを強化する。

⑤ ボランティア等の受入れ

地元の小・中学生の福祉体験受入れやボランティアの受入れを推進し、利用者との直接的な交流を図り、福祉施設や障がい者支援に対する理解を深める啓発と福祉の醸成に取り組む。

社会福祉士や介護福祉士等の養成に係る実習生の受入れを推進し、福祉人材の養成に寄与する。

⑥ 地域交流の推進

知的障がい者や園に対する理解を深めてもらえるよう、祭りやコンサートなど地域の住民や子どもたちが楽しく参加できるイベントを開催する。また、清掃活動や防犯パトロール等の地元自治会活動、関係機関・団体の行事・会合等に積極的に参加する。こうした取り組みを通じて地域との交流を推進する。

⑦ 家族会・後援会との連携

家族会とは、利用者が安心・安全な生活を過ごせるよう支援の質を向上させるため、園の運営にご意見をいただくとともに情報交換を行い、更なる連携強化を図る。

後援会とは、利用者が心豊かな生活ができるよう、後援会事業を通して園の各種事業にご協力いただく中で、安定的な運営を目指す。